

## 都市公園等に関する提言

都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公園施設長寿命化対策支援事業の面積要件を緩和するなど都市公園の老朽化対策に係る財政措置を充実すること。

また、社会資本総合整備計画の策定に関して、都市公園の費用便益比による事業効果の評価方法を見直すこと。

さらに、都市公園のバリアフリー化が推進されるよう財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。

2. 緑地等保全のための支援制度の充実

(1) 都市自治体による緑地等の用地取得及び保全に係る財政措置を充実すること。

(2) 都市における民有地等の緑地保全を図るため、保存樹林地等に対する相続税納税猶予制度や緑地の維持管理に関する助成制度など、土地所有者の負担軽減措置を講じること。

3. 公園や緑地におけるナラ枯れ被害対策に係る補助事業を創設するなど、十分な対策を講じること。